

鴨川市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第20号

鴨川市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のもの(鴨川市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第40号。以下「特別職給与条例」という。))

第1条に規定する特別職の職員で常勤のものをいう。以下同じ。)の給与の支給額を減額するため、特別職給与条例の特例を定めるものとする。

(特別職給与条例の特例)

第2条 特別職の職員で常勤のものに対する給料月額(特別職給与条例第3条に規定する給料月額をいう。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 市長 100分の20
- (2) 副市長 100分の10
- (3) 教育長 100分の10

2 特別職の職員で常勤のものに係る特別職給与条例第5条第3項の規定の適用については、同項中「受けるべき給料」とあるのは、「受けるべき給料(鴨川市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例(令和7年鴨川市条例第 号)第2条第1項の規定により減ぜられた後の給料をいう。)」とする。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。